

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の児童が交通費の経済的負担を理由として進学先の選択肢を狭め、学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への通学定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の購入に要する経費を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親等 綾瀬市内に居住し、綾瀬市から児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当の支給を受けている者又は綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成4年綾瀬市条例第1号。以下「条例」という。）による医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の父若しくは母及び養育者をいう。
- (2) 対象生徒 法第3条第1項に定義される児童その他市長が必要と認める者で、次号に規定する高等学校等に在学し、その通学に定期券を使用しているものをいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）、同法第124条に定める専修学校（高等課程又は一般課程に限る。）並びに同法第134条に規定する各種学校のうち市長がこれらに準ずると認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、第6条の規定に基づき申請を行う時点において、ひとり親等であり、かつ、対象生徒を監護及び養育しているものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置につ

いて（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく保護を受けている者は、対象としない。

- 2 対象者が法第9条から第11条までの規定により補助対象者に係る児童扶養手当の全部を支給しなくなった場合又は条例第4条の規定によりひとり親家庭等医療費助成の対象者とならなくなった場合は、当該年度の間についてのみ引き続き対象者とみなす。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、申請を行う日の属する年度の間に対象生徒が自宅から高等学校等へ通学することに使用する定期券（電車又はバスに限る。）の購入に要した額とする。ただし、他に補助等を受けている場合は、その額を控除するものとする。

- 2 前項の場合において、定期券の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路により算出した額とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、申請を行う年度において対象者が自ら監護し、及び養育する対象生徒について支払った対象経費の額とし、生徒1人につき年間12万円及び合計36万円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の途中から対象者の要件を満たすこととなった場合の補助金の額の上限は、当該要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数に1万円を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該定期券を購入した日から3月が経過する日、当該定期券の有効期間の末日又は定期券を購入した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当を受給している申請者は、第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 購入した定期券の氏名、金額、区間及び有効期間を確認できる書類又はその写し
- (2) 高等学校等に在籍していることを証する書類又はその写し

(3) 補助金の振込先口座のわかる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない特別の事情により、前項の期限までに申請を行うことが困難であると市長が認める場合は、当該事情がやんだ日から3月が経過する日までの範囲内で市長が定める日を申請の期限とすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、速やかに綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定後、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる口座に補助金を支払うものとする。

(1) 申請者が児童扶養手当の支給を受けている場合 児童扶養手当の振込指定口座

(2) 申請者が前号に該当しない場合 申請者が指定した口座

(変更の申請)

第8条 補助金の交付を受けた申請者のうち、交付決定を受けた定期券の期間内に対象生徒の通学経路等の変更により定期券の額に変更があったものは、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金変更申請書兼請求書（第3号様式）に第6条各号に規定する必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の申出は、事由の発生した日から15日以内に行うものとする。

(変更の決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、内容を審査し、速やかに補助金の変更の適否について綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金変更交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の額を増とする決定をした場合は、第7条第2項の規定を準用するものとする。この場合において、同項中「申請者」とあるのは、「変更の申請をした者」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の決定により過払い金が生じた場合は、相当額の返還を当該申請

をした者に請求できるものとする。

(資格喪失等)

第10条 補助金の交付を受けた申請者は、交付決定を受けた定期券の期間内にひとり親等でなくなった場合は、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金資格喪失届(第5号様式)に必要な書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた申請者が交付決定を受けた通学定期券の期間内において、ひとり親等でなくなったと認めたときは、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金資格喪失決定通知書(第6号様式)により当該申請者に通知する。ただし、当該申請者が死亡した場合は、この限りでない。

3 前条第3項の規定は、前項の決定により過払い金が生じた場合に準用する。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告等の提出)

第12条 申請者は、補助金の交付決定があった定期券の有効期間の末日の1月前から有効期間の末日後15日までに綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金実績報告書(第7号様式)に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。ただし、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた申請者が、当該年度内に同一の対象生徒の通学に係る対象経費について再度補助金を申請する場合で、継続して定期券を購入したことが確認できるときは、報告を省略することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に定期券を購入した場合の対象経費から適用する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。併せて、交付決定後、決定された補助金の交付を請求します。

なお、申請に当たり、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録を綾瀬市が確認することに同意します。

対象生徒	フリガナ			
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	学校名		学年	年生
	学校所在地			

補助金申請額	公共交通機関名		金額	円
	購入区間 駅名・バス停名			
	有効期間	年 月 日 ~	年 月 日	
	公共交通機関名		金額	円
	購入区間 駅名・バス停名			
	有効期間	年 月 日 ~	年 月 日	
	定期券金額合計			

児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当の振込先口座に支給されますので、以下の記入は不要です。

振込先口座	フリガナ							
	口座名義人							
	金融機関コード		支店コード					
	金融機関名		支店名					
	預金種目	普通	口座番号					

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 交付する。	<input type="checkbox"/> 交付しない。
交付する場合	交付対象となった生徒	
	交 付 月 分	
	交 付 決 定 額	
	交 付 予 定 日	
交付しない場合	理由	

この通知書は、交付が完了するまで大切に保管してください。

※ 振込口座情報記載の不備等による振込不能の場合は、本通知が届いても振り込まれない場合があります。

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金変更申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金の交付の決定を受けた内容を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。併せて、変更交付決定後、交付金額が増額となる場合は、決定された補助金の交付を請求します。

なお、申請に当たり、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録を綾瀬市が確認することに同意します。

変更する項目	変更前	変更後

変更する理由

児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当の振込先口座に支給されますので、以下の記入は不要です。

振込先口座	フリガナ								
	口座名義人								
	金融機関コード		支店コード						
	金融機関名		支店名						
	預金種目	普通	口座番号						

第4号様式（第9条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金変更交付（不交付）
決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、
次のとおり決定しましたので通知します。

区分		<input type="checkbox"/> 交付する。 <input type="checkbox"/> 交付しない。		
交 付 す る 場 合	交 付 対 象 生 徒			
	交 付 月 分			
	(変更前)補助金交付決定額			
	(変更後)補助金交付決定額			
	増額の 場 合	追 加 交 付 決 定 額		
		交 付 予 定 日		
	減額の 場 合	返 還 請 求 額		
		返 還 期 限		
交付しない 場合	理由			

この通知書は、交付又は返還が完了するまで大切に保管してください。

※ 振込口座情報記載の不備による振込不能の場合は、本通知が届いても振り込まれない場合があります。

第5号様式（第10条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金資格喪失届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

ひとり親家庭等高等学校在学学生徒交通費補助金交付金補助要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高等学校在学児童交通費補助金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録を綾瀬市が確認することに同意します。

対象生徒	フリガナ		生 年 月 日	
	氏 名		年 月 日	
	住所			
	学校名	学年	年生	
	学校所在地			
	資格喪失事由	<input type="checkbox"/> 市外に転出するため <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の資格を喪失したため <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療の受給資格を喪失したため <input type="checkbox"/> 生活保護受給のため <input type="checkbox"/> 払い戻しをしたため <input type="checkbox"/> その他 ()		
資格喪失事由発生日	年 月 日			

第6号様式（第10条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在生徒交通費補助金資格喪失決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり、ひとり親家庭等高等学校等在生徒交通費補助金の受給資格がなくなりましたので、通知します。

1 受給資格喪失理由

2 資格喪失日 年 月 日

3 交付年月 年 月 ～ 年 月

4 交付額 円

5 補助金返還金決定額 円

この通知書は、返還が完了するまで大切に保管してください。

第7号様式（第12条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

補助金交付の決定を受けたひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金について、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 対象の生徒の氏名

2 補助金交付決定 年 月 日付け

3 補助金交付決定額 円

4 通学定期券利用状況

通学定期券等、状況を確認できる書類を添付してください。